

令和5年3月20日

第3回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第3回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日		令和5年3月20日			召 集 場 所		加須市役所 504・505会議室		
開会の日時		午後1時30分			閉会の日時		午後3時42分		
会 長		小 倉 和 夫			職 務 代 理		柳 田 浩		
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男		○		
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
				加須市農業委員会事務局					
				局 長 駒 宮 敏 之					
				次 長 前 島 勝 己					
				主 幹 藤 間 みゆき					
				主 幹 新 井 昌 典					
				主 幹 関 田 毅					
				主 査 大 熊 健太郎					

開会 午後 1時30分

○局長（駒宮敏之君） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、これより令和5年第3回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、柳田職務代理よりご挨拶をお願いいたします。



◎開会の宣告

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

気候も大変暖かくなりまして、桜のほうも開花したということでございます。いよいよ皆様、春作業、お忙しくなると思いますが、健康には十分にご留意なされ、頑張ってくださいと思います。

なお、本日はこの委員、それから推進委員の体制での最後の総会となりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、これより令和5年第3回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本当に桜の花もほころびだしまして、春先というか、いよいよ春の農作業が始まるかなという気がします。私どもも、気が早いもので、明日種をまくそうです。そういった意味で、皆さん方にはそれぞれお忙しい日々になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

令和2年にこの体制で、農業委員と推進委員さんの皆さんで発足したわけですが、

コロナのほうも勢いを増して、全くこの3年間、親睦会というか、懇親会も開けないような状況で、皆さん方には本当にご苦労をおかけいたしました。皆さんの不断の努力のおかげで、何とかこれを乗り切って今日に来たということは、非常に感慨深いものがあるかと思えます。途中で健康を害するとか、そういうことも少なかったような気がいたします。皆さん方には各地区の代表として本当に精神的に頑張ってくださいまして、農業委員会の委員として、また推進委員として、その業務に真剣に取り組んだおかげということで、本当に感謝するところであります。

今日は、4時半に市長さんが参るということで、感謝状の贈呈、いろいろ日程的に何か忙しそうな感じがしますが、そういった意味で皆さん方には、慎重審議するわけですが、議事の進行に対しましてもご協力をお願い申し上げ、言葉整いませんけれども、最後の農業委員会の総会をこれから始めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

————— ◇ —————

◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、現在、委員総数15人のうち、過半を超える14人の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

————— ◇ —————

○局長（駒宮敏之君） それでは、早速議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

3 番 中 島 利 雄 委員及び

4 番 松 本 昇 委員

の両委員さんを指名いたします。



◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 9 件を議題といたします。

初めに、1 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業を続けることが困難なため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15 番（新井明弘君） 15 番、新井です。

3 月 15 日に推進委員の小川さんと 2 人で現地を確認して、それからまた譲受人の さんへ話を聞いてきました。

譲受人の さんと さんというのは、近所でありまして、この位置図でちょっと説明しますと、 さんは なんですけれども、実家はこの位置図で申請地の請と地の間のこの上が水路で右側が道路なんですけれども、その角地、そこが さんの実家でありまして、そしてまた、 さんというのが、この とありますけれども、四角く、黒く囲っている、その左側が さんの実家だそうです。

それで、 さんが、実家には誰も住んでいないそうなんですけれども、相続で農地を取得したところなんですけれども、こちらの さんとは近所なので、知り合いだというよう

なことで、売買という、　　さんがもう耕作できないということですので、売買でご申請があったんですけれども、　　さん、耕作するんですか、ええ私がしますよと言っていました。お子さんがほぼやっているそうなんです、私も手伝いますよというようなことを言っていました。そして、この農地なんですけれども、小さく4つに分かれているんですけれども、本当に小さいですけれども、それが耕作地がほかの周りの土地にくっついていて、もう少し大きくやっているような状況で、きれいに管理してありましたので、耕作しているというようなことが分かりました。

以上のことから、許可相当と判断しましたが、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は病気により困難なため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君）　15番、新井です。

3月15日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認して、そしてまた譲受人の　　さんに話を聞いてきました。

現状は、野菜が一角で作っているような状況です。そして、　　さんの話ですと、　　さんと　　さんが同級生だそうで、全然他人じゃないというようなことで、　　さんが耕作で

きないというようなことで、　　さんが土地を買って作付をするというような話でありますので、許可相当と判断しました。ご審議お願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は以前より長く申請地を耕作しており、今後も隣接する自作地と合わせて効率的に耕作するため、譲渡人は病気及び遠隔地在住により管理できなくなったため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君）　8番、松村です。

3月14日、推進委員の腰塚さんと現地を確認するとともに、譲受人の　　さんから説明を受けました。地番で　　番と　　番は小麦が作付され、　　番、　　番は耕うんされておりました。この土地は、これまでも　　さんが耕作をしていたとのことです。譲渡人の　　さんが　　の土地を相続し管理していたものの、高齢となり管理できなくなったため、今般、贈与という形で農地を引き継ぐこととしたとのことです。

適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3 番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4 番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は人手不足により耕作が難しいため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番（松本 昇君） 4 番、松本です。

3 月 1 0 日に、榎本推進委員と 2 人で、現地調査後、譲受人の 様から聞き取り調査を
してまいりました。

申請の経緯は、譲受人の の である 様から、申請農地を無償譲渡したいという話がございます、今回の申請になったとのことでした。この土地は、 地区農地中間管理事業によって、1 0 アール区画だったところが 3 0 アールですか、の区画ぐらいに平らになっていまして、別の耕作者が水稻栽培をしていました。しかし、農地中間管理事業内の農地ということで、譲渡を受け入れたそうです。また、地元の不動産業者を介した無償の譲渡ということで、登記費用等は約 くらいだそうですけれども、譲受人が負担するということでした。

なお、譲渡人の 様は、申請地 番のすぐ東の という に小さいとき住んでいました。現在は、 の の近くにある の をしております。譲受人の 様は、約 ヘクタールの農地で水稻、小麦、イチジク等を栽培していました。イチジクをジャムに加工したりしている、そのような意欲のある農業者で、後継の予定者も代、 代かの がおります。

このようなことから、この申請内容は農地を効率的利用できる人に集約するなど、農地法

第3条の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。
慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の礼羽地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の志多見・田ケ谷・高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は自己の名義にして効率的な農業経営を目指すため、譲渡人は今後自己の名義で経営せず、子の名義にしたいため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

この案件は、志多見地区の案件ですが、委員が体調不良のためどうしても現地調査等
ができないということでしたので、松本榮次郎推進委員と2人で、様から聞き取
り調査した後、3月17日、現地調査をしてまいりました。

譲渡人と譲受人は同じ住所の と の関係で、譲渡人の が亡くなったために、
の さんに贈与しようとするものです。

さんは、以前から各種の農作業に従事していたとのことでした。また8筆の農地につ
いては広く点在していますが、農地中間管理事業により大規模化された圃場とか、小麦が作
付された圃場とか、きれいに耕うんされていました。

このようなことから、本申請内容は農地を効率的に利用できる人に集約するなど、農地法第3条の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重な意見をよろしくお願いします。

なお、委員は、14日、15日とも畑で出荷用の白菜とかブロッコリーを と収穫している姿を見た方もおりますので、委員の皆様、心配しないでください。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番の志多見・田ヶ谷・高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は ですが、もと
もとは地元の農家の方が所有していたもので、 を通して売却し、今回の申請
となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

3月14日に、推進委員の石川さんと現地で譲受人の さんに聞き取りをいたしました。この申請地の隣の人が1年ぐらい前に引っ越しということで、この申請地を売却したいということで、事務局の発表のとおり を通じて売買ということで話がまとまり、今回申請となりました。申請地はパイプラインがありませんので、取得後、 さんによりますと

果樹を植えて管理をするという計画だそうです。

許可相当と判断しましたので、審議のほうよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6 番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7 番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農型太陽光発電事業による障害者就農のための経営規模拡大のため、譲渡人は相続で取得したが高齢により耕作が困難なため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、12 番小倉ですので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

3 月 15 日、高橋、細谷両推進委員さんと共に現地を確認してまいりました。

譲渡人の さんについては、20 年ぐらい前に、もう は 40 年ぐらい前に は亡くなって相続をしたんですけれども、実際農業に携わることなく、20 年ぐらい前かな、私の記憶ですと、 のほう、これは の実家のほうに住まいを移しまして、 の実家は さんが一人で暮らしていました。今年の 1 月にその さんも高齢で亡くなったということで、 さんのほうは一括してその宅地と農地を処分したいということで探していたところ、譲受人の さんという方が、この方は元 の の をされた方で、私も直接お会いはしなかったんですけれども、現地を確認するときに、この さんの農地をほとんど耕作しておるということで、隣の さんのうちに寄って、 さんのほうからお話を伺いました。

さんは、先ほど事務局でお話ししましたとおり、営農型太陽光発電をやりたい、また障害者を雇う施設をその元の農家住宅を利用してやりたいというものを持っていたようですが、　　さんのお話を伺うと、一切　　さんのほうから今回の譲渡の話はなかったということで、困惑しているんですよというお話をされておりました。大半が　　さんが中間管理によって農地を借りて耕作しております。現在その田んぼについても非常にきれいにくろもついてあって、いよいよ田んぼの準備はできておったんですけれども、譲渡人がどうしても処分をしたいということで、　　さんのほうにお話をして、それで今回の3条案件の売買に至ったということで、今後は中間管理に入っている農地については、すぐに　　さんが耕作するということはちょっと不可能ですけれども、住宅地の前後にある畑ないし隣の畑を利用しての営農型太陽光、それに伴い障害者の施設ですか、それを拡充しながら営農を続けるということなので、やむを得ないかなという判断をしたところであります。

ご質疑、ご意見等ございましたらお聞かせください。

江川さん。

○2番（江川芳夫君）　2番、江川です。

確認なんですけれども、この所在は全て中間管理事業に入っていて、貸し借りはどうなっているんですかね。　　さんは作っていないんですよね、今はね。

○会長（小倉和夫君）　作っていない。

○2番（江川芳夫君）　今作っている人は。さっき言った。

○会長（小倉和夫君）　さんと、　　という会社があるんですけれども、法人の。それと、うちのほうの　　、その3者から4者かな。

○2番（江川芳夫君）　そうすると、今後またその人が作る。　　さんはもう作らない。

○会長（小倉和夫君）　さんは、　　さんの自宅に来たときに、お話では家の前後にある畑については、3年3作後は転用、営農型太陽光をつくりたい。それで、住宅も結構立派なんです。古民家風な建物で、その　　さんが住んでいた長屋を解体して造った住宅も、アメリカン風の何かしゃれた住宅で、20年も住んでいないとどうなるか、簡単には利用できるかどうか分からないんですけれども、そこを拠点に　　さんが事業を展開したいということで、　　さんについては　　とかという肩書がありまして、　　、　　という　　をされているということなんですけれども、どうしても　　さんがもうここにも住んでいない、拠点をもう既に　　のほうに移しているということで、どうしても処分したいという感じが強いのが印象でした。やむを得ないかなと

いう気がするんですけども。

○2番（江川芳夫君） 事務局に聞きたいです。この さんは、これ米作っているんですか。今何をやっている方なんですか。農業ですよ。

ちょっといいですか。

○会長（小倉和夫君） ちょっと待って、今回答しますので。

○事務局（藤間みゆき君） さんは、個人的には稲を作っていらっしゃって、あと という農業の会社の でもやっていらっしゃるということをお聞きしております。

○2番（江川芳夫君） 今回、その会社は全然関係ないだろう、個人の名前で出ているんだから。

○事務局（藤間みゆき君） はい、そのとおりです。

○2番（江川芳夫君） のほうからどういうふうにやるんですかね。

○会長（小倉和夫君） 宅地も一緒に買っちゃうんだよね。

○7番（佐久間尉匡君） すみません、7番、佐久間です。

さんは、住所が の 番地ということで、すぐ近くではないんですけども、前に何かでお話を伺ったときに、軽トラに載るような小さなトラクターというほどじゃないんですけども、それに載せていろんなところで取りあえず、大規模じゃないんですけども耕作はできますよというのは、私には話していました。一応道具はそれなりにはそろっています。簡単ですが。

○会長（小倉和夫君） 中間管理事業も今年で利用権設定が6年目なんだよね。だからもう切替えの時期に入っていることは確かなんですけども、一番最初のうちは4年とか6年とかという契約で、今は10年もあるんですけども、大半は さんという人が の人なんですけれども、ほとんど借りて、元から、中間管理入る前から耕作していたという経緯があって。中間管理で一括して基盤整備したときも借り入れているという経緯がございます。

○2番（江川芳夫君） じゃ、これが成立すると、一切中間管理はそういうことで期限が切れるので、今度はもちろん さんが、その3名の方が今作っているんでしょうけれども、その人はもう一切関係なくなっちゃうということですよ。

○会長（小倉和夫君） そこは微妙なところなんです。要は、中間管理とすれば、普通は耕作者を更新してやっていくという方式なので、最終的に国費が基盤整備にかかっていますから、その償却分を整理してくれれば、新たに全て耕作権も移りますよという話はあるんだよ

ね。ただ、私も、 の になっていて、今月の２９日にその の役員
会というか、その会合があるので、その際にもう一回確認はしたいと思います。

○４番（松本 昇君） ちょっといいですか、１つ。

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○４番（松本 昇君） ４番、松本です。

先ほど農地中間管理事業の関係の話がありましたけれども、私がさっき 地区の関係も、
農地中間管理事業に入っていて整地がされているところを、土地を買ったんですけれども、
耕作者は毎年、農地中間管理事業の再配分というので調査がありますよね。

○会長（小倉和夫君） あります。

○４番（松本 昇君） だから、それがあつたら、そのときに変更すれば、両者が合意してあ
れば問題ないのかなと思ったので、一応参考に言いました。

以上です。

○１１番（柳田 浩君） １１番、柳田です。

まず、中間管理事業について。今お話しいただいたイメージは分かったんですけれども、
中間管理事業って、ここ圃場整備までやったと思いますが。圃場整備をやった。

○会長（小倉和夫君） 基盤整備。

○１１番（柳田 浩君） 基盤整備。

○会長（小倉和夫君） ええ、やっています。

○１１番（柳田 浩君） １つ気になるのは、やはり中間管理事業をやったところの農地が今
後どうなるのかが心配なんですよ。中間管理事業だからという、特に心配ということなので、
まず営農型の太陽光の事業でやりたいという話があつて、この中間管理で圃場基盤整備まで
したところの太陽光発電がどうなのか。その議論なしにこの権利を認めるというのがどうな
のかというのが。５条と同時で何か申請していただいて、太陽光発電のほうも営農型という
ことなので。

○会長（小倉和夫君） 今すぐ太陽光というわけじゃなくて、３年３作後に本人はやる予定と
いう話で。

○１１番（柳田 浩君） 太陽光するのに別に３年３耕作要らないよね、営農型だったらね、
多分。

○２番（江川芳夫君） 営農ではね。

○１１番（柳田 浩君） だから、中間管理事業、基盤整備したところに営農型の太陽光発電

というのが好ましいのかどうかという議論が必要なのかなと。設備ができちゃって、今度圃場拡大もできないし、しづらいし、その辺の議論なしが引っかかっているので、なかなかすんなりといいんじゃないですかと言いつらいところがあって、皆さんも頭に入れて議論していただきたいというふうに思っています。

○会長（小倉和夫君） これは位置図で見ると の 番、それと の 番、の 番というこの土地が屋敷を取り囲んであって、中間管理事業でも直接それを整備したということはないんだよね。 さんにお会いして、どこを全部をやるという考えは聞いたわけじゃないんですけれども、営農型をするとすれば、畑はこの家の前後でやるから、そこにつくるのかなという感じはするんですけれども。

○2番（江川芳夫君） ちょっといいですか。

これ位置図からいうと の と、その下の宅地、これが宅地なんでしょう。

○会長（小倉和夫君） そうです。

○2番（江川芳夫君） の が畑、その隣の の も畑、これがいわゆる水田じゃなくて屋敷周りの畑の一角と。

○会長（小倉和夫君） そうです。

○2番（江川芳夫君） この真ん中にあるのが自宅ですよ。

○会長（小倉和夫君） そうです。

○2番（江川芳夫君） つまり、営農型といっても、田んぼじゃなくて。

○会長（小倉和夫君） 畑だね。

○2番（江川芳夫君） 畑のほうは中間管理事業に入っているんですね。

○会長（小倉和夫君） 入って、陸田として使っている。

○2番（江川芳夫君） 陸田か。

○会長（小倉和夫君） 墓地の右側のほうに というのがあるのかな、 か。右のほうにあるんだよね。それが が借りている畑だと言っていたよね。

○2番（江川芳夫君） の 。

○事務局（前島勝己君） は、道の右ですよ。

○会長（小倉和夫君） これこれこれ。

○事務局（前島勝己君） そうそう、一番右のやつ。

○会長（小倉和夫君） 一番上のあれかな、 っつね。

○2番（江川芳夫君） 。

○会長（小倉和夫君） うん、これが だね。それで、一番下の 、全くこれは離れているけれどもね。あとはもう一括してその家を中心に農地があるということ。そんなに特別点在しているわけじゃないんだけど。だから、 さんも最終的には、そのうち中間管理から合意解約みたいな形が来たときには、一括してじゃそっちに渡してもいいよという話はしているんですけども。確かにちょっといくら下限面積がなくなって誰でも農地が買えるという時代になったとしても、将来にわたって中間管理事業に入っている農地を誰がじゃ耕作するんだということになってくると、話合いの余地があるかなという気がするんだよね。

○2番（江川芳夫君） これちなみに、 さんというのは今 ある、よろしいんですね、今。これそういうことですよ、この表示は。

○事務局（前島勝己君） そうです。

○14番（関口豊充君） すみません、いいですか。

○会長（小倉和夫君） どうぞ。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

ちょっと基本的なことを確認という意味で述べさせていただきますけれど、3条ということとは、要は農地として利用することで、権利移動だけが伴うといった性格ですよ。それが太陽光が見え隠れするというのがあって、そういう状況の中で、さっき江川委員さんが言ったとおり、5条とセットで来るのであれば、何かそうかなというふうな感じも見えないでもないんですが、基本的に3条ということであれば、そういったことが見え隠れするような場合、果たして私も許可するのに、承認するのにちょっと何か不安だという意見です。

○会長（小倉和夫君） 判断とすれば、宅地をどのように、買ったときにそれに付随する農地をどのように利用するかということだよ。

○14番（関口豊充君） それと、先ほど江川委員さんが言ったように、 からわざわざのほうで30分40分かけて、この面積から想定するのに、トレーラーを持っているとか、そういう面積をやれるぐらいの農機具が本当にあるのかということのも、ちょっと気にはなりますし。

○会長（小倉和夫君） 今、農家住宅だから、ちょっとした倉庫ぐらいはすぐできるという気はするけれどもね。

○14番（関口豊充君） 一応そんなところが気になっています。

○会長（小倉和夫君） 最終的には私の判断とすると、譲渡人が全く営農予定がない。だから、

要は余計な農地という感覚がどうしてもして、普通であれば、隣近所で土地を貸し借りして、やめるといときには隣へ挨拶に行きますよね。それが無いというのが一番最初に引っかかったんですけれども、今までの農業の継続からすると、隣近所というのは何があっても助け合いの感じが無いとやっていけないんですけれども。

何か のほうに移ったときも、 の実家もやっぱり幾らか農地があって、その農地を3条で分けてもらって、何年かたった後に宅地に転向したという経緯があるらしいんだよ。それは さんから聞いた話ですけれども。ただ、今年の1月に が亡くなって、そうしたら葬式の連絡もない。終わって今になったら、結局農地は全部売りますよ、宅地も全部売りますよという話が来たので、 さんも に電話したり何かしながら対策はしてあるという話なんですけれども。

○2番（江川芳夫君） しつこいようで申し訳ございません。今、 さんという方が持っていますよね、これをね。それを中間管理事業でやって、それを さんという方が作る契約になっているんですものね、今は。この さんの同意というのは必要なんですか、簡単に言うと。同意というか、解約するんですか。同意が必要なのか。

○11番（柳田 浩君） 解約ですよ。今は利用権設定でしょうから、中間管理事業だから。

○14番（関口豊充君） 解約手続きしないと駄目だよ。

○会長（小倉和夫君） 期間中だったら解約ですよ。

○2番（江川芳夫君） さんが解約しなかったらどうするんですか。そういうのはできない。中間管理の契約で。

○会長（小倉和夫君） もう話合だよ、最終的には。だから売買がどうしてもできない。

○11番（柳田 浩君） 細かくいうとできないでしょうね。

○2番（江川芳夫君） さんが中間管理機構と解約するんですか。

○14番（関口豊充君） そういうこと。

○2番（江川芳夫君） 解約しちゃうの。そうすると自ずから中間管理の……

○11番（柳田 浩君） 中間管理事業から抜けたことになっちゃうんだよ。

○会長（小倉和夫君） だから、前も中間管理に入るときに確認したのが、どうしても農地を売りたいという意思があったときに売れるんですか、売れないんですかという確認をしたところ、売れますという話が の回答なんだよね。だから、そこが引っかかるといえば確かに引っかかりますね。

○2番（江川芳夫君） そうすると、この議案が出る前に、既に さんは中間管理機構に申

請をしているんですかね、解約するなんていう。

○会長（小倉和夫君） それは、 さんがやっているらしいんだよね。

○2番（江川芳夫君） さんがやっている。

○会長（小倉和夫君） にも、 さんが行って交渉しているという話は聞きました。

○11番（柳田 浩君） ちょっといいですか。

○会長（小倉和夫君） はい。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけれども、いろいろ意見お聞かせいただきまして、まず人間関係での問題でオーケーとかいう判断をするのはなかなか難しいんだろうなと。日常的に誠実にやるものと理解しながら許可していかなければ、全て不許可になってしまうような状況なので、そういう意味では一般基準なり立地基準なりが満たしていれば、不許可にするのは相当な理由がなければ難しいんだろうなということ考えてます。

そういう中で、今回太陽光の発電が絶対条件で許可だというのがなければ、理想論としての書いてあるだけであって、そういうふうにすると言って決めているわけじゃないよね。そういうことであれば、太陽光は今後その時点で議論をするということで、通常の農地の売買については、最終的にやむを得ないのかなというふうに私は考えています。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○2番（江川芳夫君） 最後、さっき言ったみたいに、太陽光云々というのは、その3条の申請の中で、申請書に入っていたんですか、その文言が。

○事務局（藤間みゆき君） 申請書には書いております。

○2番（江川芳夫君） それが、さっき柳田さんが言うように……

○11番（柳田 浩君） それはしたいという希望が書いてある。

○事務局（藤間みゆき君） そうです。ご本人のお話でも将来的にそういうのを考えているということです。

○2番（江川芳夫君） 3条じゃ、そんな話はさっき言ったように関係ないんだよね。それだったら、その部分だけを5条に変えればいいんだよね、新たに。3条でやる部分の申請については3条でやればいい話であって、3条の申請の中に5条からの文言が入るというのは、若干ちょっとおかしい気はするんですよね。ただ、それが補足的な説明なんでしょう。これは、私からすれば余計なことを書いた。書かなければよかった、何も。3条でやるのであれば。

○11番（柳田 浩君） 将来的な希望を書いた、希望だというなら同じだったので、それだ

ったら、それは希望を持つのは自由だし、それが今回の許可の条件にはならないかなという。

○14番（関口豊充君） それができる、できないはこの後の話だから。了解しました。

○2番（江川芳夫君） よくおっしゃるとおりなんだけれども、やっぱり3条の問題とすると、やっぱりそれは、余計なことかもしれないけれども、見たときに、これはもう申請書がまずいと、5条が絡んでいるのが入っていると、それはもう載せないほうが私はいいと思うんですね、理由の中には。

○会長（小倉和夫君） そういうふうな指導をしてもらう。

○11番（柳田 浩君） そういう意見が出たということを事務局に相手に伝えてもらうというのも方法かな。

○2番（江川芳夫君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） じゃ、江川さんのその質問については、 さんのほうに伝えるということで了解をお願いしたいと思います。
ほかにございませんか。

○8番（松村文夫君） よろしいですか。

○会長（小倉和夫君） はい。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

今、いろいろお話をこう聞いていて、何となく分かるんですけども、この土地を3条で許可するというものの理由、許可していいんでしょうかねというのも私思うんです。

○会長（小倉和夫君） 微妙なところがあるんだよね。3条で農業委員会で許可をしていいのかという問題、総合的に判断すると。ただ、申請の感じで、3条で出たものをここで不許可にする理由がないという。確かにあるんだよね。

○11番（柳田 浩君） 今後の話がちょっと見えない。理想、そういう話があるという域でなものですから、うがった見方ですれば危ないなというのがあるのかもしれないですけども、それは分からない話だなという意味で今まで議論していたつもりなんですけれども。

○会長（小倉和夫君） 今後全て話合いになっちゃう。

○8番（松村文夫君） 実際、耕作ができない、そういった条件の中で許可すると、また小型の機械持ってくれば出来るなんて、出来っこないですよ、絶対。だから、私はこれでこのままというのは認められないですね。先程も言ってましたけど、改めてまた申請するというのであれば、それはそれで。

○局長（駒宮敏之君） すみません、事務局ですけども、基本的に3条というのは皆さんも

ご存じのように、農地を農地として利用するための所有権移転もしくは利用権の設定とかというふうになると思いますが、今回の余計な、申請書に一時転用で3年3作後には営農型太陽光を建てたいという将来的な希望を持っているというのが一言書いてあったので、紛らわしいんですけども、基本は農地を農地としてちゃんと適正に、先ほど松村さんがおっしゃったように、耕作をしていくということが大前提になるという3条になります。

そういう意味でいくと、今回の申請書の中には、適正な農機具を持っていたり、耕作ができるという申請の内容が適正ということで事務局でも判断して、この案件について議案として出させていただいたわけなんですけれども、一応それが大前提となります。

それとあともう一つ、ちょっと私が1つ心配している点を申し上げますと、農地中間管理事業に入っている 地区という平成26年、27年か、27年に農地中間管理事業を取り入れた地区で、しかもその後に圃場整備をやったんですね。町公営で行った、国費も入っている事業で圃場整備を行った地区でございます。国費も入っているということで、これは要らぬ心配なのかもしれませんが、一時転用であっても転用が伴うものということもあります。そこがちょっと心配な、年数も8年未経過と。8年以上たっていればということは言われているところはありませんけれども、基本的には国費の事業が入っているということと、農地中間管理事業を行うことによって協力金というのを、これも国費になりますが、地区の集積率によって違いますけれども何百万円単位で、その地区に協議会をつくっていますけれども、その協議会にその協力金を頂いているということもあります。

この中で1つ農地中間から抜けるということになると、その当時の集積率に影響があるということと、その金額にどういった影響があるのかは、ちょっと今分かりませんが、ちょっとそこの部分が心配なところがあります。その辺が機構に利用権設定を解除したのは……、これ事務局いたのかね。それは確認していない。

○事務局（関田 毅君） それは私が聞いたわけじゃない。

○局長（駒宮敏之君） 機構には確認したんだね、本人が。本人が言っても裏を取らないとだめなんだろうけれども。ちょっと私が心配しているのはそこなんですけれども、3条でやる場合は、農地を農地で利用するということが大前提という話になりますので、それからいうと、将来的な話ということであれば、私は今のを聞いている段階だとやむを得ないのかなという気がします。気もしますというちょっと漠然とした言い方になりますけれども、あとはさっき言った協力金の関係とか、国費が入っている圃場整備の関係とか、そういったところがちょっと1つ気になるころではあります。

以上です。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田ですけれども、本人が農業をやれるということがはっきりすれば、基本的に、もう拒否する理由はないのかなというふうに考えとして、既にヘクタールの土地を持って、所有して、それから の土地を借りていて、こういう経営をいずれにしろやっているんですので、何らかの形で。ベストかどうかは別として、その中でこれを否定するのはなかなか難しいのかなと。そういう意味では、この案件に限らず、全ての今まで、今日の案件でもいっぱいあって、本当にやるのかやらないのか、年が取ってやれるのかやれないとか、いろいろあるんだけども所有権移転、結局難しそうだから駄目だよと、そういうのが言えないんじゃないかということで、許可せざるを得ないというふうに考えています。

○4番(松本 昇君) ちょっといいですか。

4番、松本です。

これは3条の申請ということで、住所が と購入する田んぼが か、さっき佐久間さんが言ったように、軽トラックに小さな機械を積んでやるとか、そういう関係とか、あと農地中間管理事業で現在この田んぼをほかの方が耕作しているということで、3条にしてはこれは問題は特にないかなというふうに私は感じます。

以上です。

○2番(江川芳夫君) 2番。もう一回確認ですけれども、この さんは、この土地を3条で取得した後、自分で耕作するんですね。何を自分で耕作すると書いてあるのか、それともまた中間管理機構に渡しちゃって、自分は耕作しないのか。そこら辺は分かるんですか。それで、さっきみたいに3条で取得する理由が理由じゃない。3条で取得後、何にする、どうやるのかというのが3条だと思うんですね。中間管理に貸すのも3条で、委嘱して今までと同じに中間管理で契約するという方法もある。どちらかだと思うんですね、多分。今中間管理でやっているわけだから。作っている方は、いるわけだから、その人の関係もややこしくなるんだけど、単純に自作するんですか、それとも中間管理なんですかというのが、分かればお願いしたい。

○会長(小倉和夫君) 大概、普通なら自分が農家で人に貸している場合は、自分がやめたいときには貸している人に最初にどうですかと声かけるのが普通だというのが前提になると思うんだけど、一括して土地も宅地も全部、全然知らない人じゃないけれども、そういう人に行くかというのがね、引っかかると言えば引っかかるんですけども、純然たる農地の

売買については、これはやむを得ないかなという気がするんだよね。

○局長（駒宮敏之君） 先ほどの江川さんの申請書の理由と、 さん、とそれとあと さん、 、この3人で田んぼで水稻、それから畑で野菜を作るということで申請は上がっております。

○会長（小倉和夫君） 自ら。

○局長（駒宮敏之君） 自ら行くと。

○2番（江川芳夫君） はい、了解。

○会長（小倉和夫君） 質疑、ご意見はないようですので、採決をしたいと思います。

7番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は申請地が自宅や所有農地と隣接しており効率的に営農できるため、譲渡人は高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

3月18日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行つてまいりました。現地で譲受人の さんにお会いして、いろいろお話を伺つてまいりました。土地の前のほう、この 用水のところから入れないんですよ、この土地が。それで、この前の さんに頼んで買ってもらふことにしたそうなのでございます。それで話がまとまって売買になったということです。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の東地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(瀬下京子君) 9番、瀬下です。

3月15日、松村推進委員と現地確認をいたしました。現地は草もなく、きれいに管理はされておりました。その後、譲受人の さん宅を訪問いたしましたが、お留守でしたので、時間を改めまして、松村推進委員とちょっと予定がつかなかったものですから、私1人で訪問をし、お話を伺ってまいりました。

譲渡人の さんですけれども、相続で申請地を取得されましたが、今 、 のほうにお住みになっております。譲受人の さんに関しましては、 さんの さんの代から申請地、またその周辺を頼まれて耕作されておまして、 さんの さんが亡くなって さんが耕作できないという、管理ができないということなので、今回の申請になりました。

しかし、 さんは に居住されていまして、申請地まで大分距離があるので、大丈夫ですかとお尋ねしたんですけれども、30年も前から申請地及びその周辺を耕作しているので苦にはなりませんということでした。やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図12ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、市 の の 敷地として使用していますが、市に寄附するため改めて申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、市 に確認したところ、申請地は譲渡人が建築条件付売買予定地として農地転用許可申請するに当たり、敷地として分筆したものであり、寄附採納を受ける見込みであることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

なお、建築条件付売買予定地は先月の総会で審議され、許可となった案件でございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

2月16日、本申請に隣接するお隣の農地の5条申請が上がりまして、そのときに現地確認及び代理人から聞き取り等を行っておりますので、今回改まっの現地調査は行っており

ません。そのときの様子では、やはり の敷地ということで、この後市のほうに寄贈されるといったような案件でございますので、何ら問題ないと判断してまいりました。

ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 1 3 ページ及び土地利用計画図の 4－2 をご覧ください。

本案件は、自己用住宅を建築するもので、令和 4 年 7 月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則の第 1 種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6 番（嶋村 淨君） 6 番、嶋村です。

3 月 1 4 日の日に推進委員の金子さんと現地確認を実施いたしました。

申請地は、これは さんがもともと野菜畑として利用しているところです。現在はきれいに整地しておりまして。申請者の さんという方なんですが、 の さんです。

は 5 年前ぐらいに近くで、 というのがあるんですけども、裏側のほうで

さんを始めまして、この さんはまた別の仕事をやっているんですけども、

さんは朝早いものですから、今のアパートではちょっと時間的に大変だと。なおかつお子さんがだんだん大きくなるので手狭になったと。その後、分家住宅の形で申請になったと

ということです。

去年の除外のときは、たしか　　さんがいて使用貸借で除外申請したと思うんですけども、その後亡くなってしまいまして、相続して　　さんの名前にして住宅にすると、そういう流れでございます。

ちなみに、　　さんは昔からよく知っているうちなので、問題はないと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2 番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第 3 号及び議案第 4 号 5 番の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」1 件を議題といたします。

1 番の水深地区及び議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 5 番の水深地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　それでは、一括してご説明いたします。

位置図 1 4 ページ及び土地利用計画図の変更 5－5 をご覧ください。

本案件は、平成 11 年 4 月 21 日付ドライブイン敷地として許可となり、譲渡人に所有権の移転が行われ、また平成 14 年 9 月 20 日付許可により、加須市から未利用余剰地を購入して敷地拡張をしており、造成が済んだところでしたが、健康上の問題が発生し事業を中止いたしました。今回、譲受人が売買により土地を取得し、自動車修理工場を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

3月9日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。

現地は、 の交差点の角になっておりまして、砂利が敷いてあって、今は置いていないんですけれども、たしか何年か前まではダンプとかコンボとか、何かちょっとそのような重機が置いてあったようなときがあったような気がします。その後、 にお住まいのこの さんのほうには、ちょっと直接お話しはしていないんですけれども、代理人の さんという方でこちらに電話番号ありますから、お電話で話を聞いたところ、平成11年に計画をして、その後具合が悪くなったというんですけれども、この方はまだ元気なんですかと言ったら、何とか大丈夫ですよということで、でも年を取ってきたので、これを機会に手放すことにしたんだということでお話を伺いました。改めてその自動車整備を行う さんとは話はしていないんですけれども、角地で場所もいいところなので、やむを得ないかなということで、許可相当と判断してまいりました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川さん。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認だけさせてください。これは議案第3号、5条の許可後の計画変更申請と、次、議案第4号のほうの5条の第1項の規定、これ第1項の規定のときには、 さんという方が前のドライブインの申請者だと思うんですね。この方が所有権移転されているので、田んぼのまま、これは登記簿を直さなかったのでしょうかけれども、以前は違う人が持っていたでしょうけれども、 さんという方がドライブインをやる予定だったんだけれども、できなくて、 さんへ譲るとするのが第5条の1項の、ここに自動車修理工場と書いてあるんだけれども、すると第3号の計画変更というのはどういうことなんですか。これなぜ2つ

一緒なのか、お願いしたいと思います。

○事務局（藤間みゆき君） 事務局です。

この事業計画を先にドライブインでされていた方が、健康上の問題で事業を中止して、通常ですと完了されないということであると取消しの申請をしていただいて、その場合にはただ所有権も元に戻して、また農地の状態に戻してということが必要になりますので、今回は所有権の移転も平成11年にされておりますし、造成まで済んでいて、なかなか農地に戻しても元の方がまた耕作をするということは難しい状況ということで、その場合には計画の変更の申請ができるという規定になっておりまして、今回新たな譲受人の方がこの土地を購入してほかの計画、自動車修理工場の農地転用の申請をするということなので、計画変更と新規の自動車修理工場の申請をいただいているところでございます。

○2番（江川芳夫君） これは4号だけじゃだめなんですか。農地法の5条1項だけでは。計画、ちょっとその辺がまいち。こっちにも自動車修理工場と書いてありますよね、理由、転用の目的が。4号議案のほうの、農地法の5条の第1項のほうにも自動車修理工場。農地法5条のこっちは項目がないんだけど、許可後の計画変更申請。どっちが先なんですか、これ。どっちが先ということはないけれども、ちょっとその辺が分からないので今聞いているわけ。3号議案というのは本当に必要なんですか。その辺が。私は一発でもう所有権移転済んでいるのであれば、農地法5条1項だけの第4号議案だけでいいような気もしたんですけども、その辺がちょっと理解できなかったんです。

○事務局（藤間みゆき君） 事務局です。

計画変更申請のほうは、議案第3号の書き方ですと、今委員さんがおっしゃったように、5条の5番と同じように見えてしまうんですけども、申請の内容といたしましては、今回所有権移転が さんになるということで、所有権移転を伴うには計画変更申請だけだと足りませんので、新規の5条の申請、許可申請のほうも必要になるということで、両方いただいております。

○11番（柳田 浩君） 意見というんではないんですけども、ちょっと雑談ぽくなっちゃって申し訳ないんですけども、11番、柳田ですけども、前は さんがドライブインをつくるという計画で許可が出ちゃったと。その許可が出たんだから、本当だったらもうそれで終わりなんですね、農地法上では。ただ、許可の途中で、まだ終わらない途中で、計画変更が出ちゃったんで、前の許可を一回戻すというか、実際には農地にはならないんだけど、許可を取り消したと同じよう、取消しじゃないんだけど同じような形で手続上は

やっている。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 取り消すと今度は所有権とか全部もう変わっちゃう。

○2番（江川芳夫君） 別に特にこれが云々じゃないんだけど、同じ案件が2つ出るというのは、これ次どうなるのかというので質問したんですけども、確かに皆さんおっしゃるとおり、この さんという方が計画をして、計画完了届が上がってこなかったから、計画未完了ということで農業委員会は処理しているんですね。だから、さっき言ったように、そのまま戻しちゃうと、さっきおっしゃるように農地に戻さなくちゃならないから、駄目ということなんでしょう。

これをだから、逆に、だから田んぼのまま残っているんですかね、登記簿も。所有権だけ移転して、地目は変わっていないんだよな、雑地にも宅地にもなっていない。そこで宅地にしちゃえば、その上の5条の許可後の計画変更だけで済むのかどうか。

○11番（柳田 浩君） 登記上、雑地にできなかったと思うんですよ。ドライブインという建物つきだったから。

○2番（江川芳夫君） 所有権はでもできているんだよ。

○11番（柳田 浩君） 所有権移転はできるけれども、地目変更はできなかった。

○2番（江川芳夫君） 取りあえず、じゃ両方出さないと、この土地は5条第1項の許可が出ないと上の許可が出ないと。上が先なんですか、これが先。同時に今審議していますけれども、取りあえず上の売買が……売買が先か。

○11番（柳田 浩君） 5番を認めるには1番が。

○2番（江川芳夫君） 5番を認めるには、農地法第5条の計画変更の許可が最初に必要ですと、こういうことですか。そういう理解でいいかな。分かりました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご置ませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず1番の水深地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5番の水深地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の16件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとすることであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

3月11日、推進委員の野本さんと川島さんの3人で、譲渡人の さん宅を訪ね、現地を見、また話を伺ってまいりました。

現地につきましては、作物はありませんでした。また、売買に至った経過につきましては、スーパーと、また高速道路が近いということで、長屋住宅という形で何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。

ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番の大桑地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図 1 6 ページ及び土地利用計画図の 5-2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自家用駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、自宅の近接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 番(野口悦夫君) 1 番、野口です。

やはり 3 月 11 日、推進委員の野本さんと川島さんの 3 人で、譲受人の さん宅を訪ね、現地を見て話を伺ってまいりました。

現地につきましては、作物は何もつくられておりませんでした。また、駐車場ということで、その売買という形で、すぐ自宅の前であり、何ら問題なく自家用駐車場ということで許可相当と判断してまいりました。

ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11 番(柳田 浩君) すみません、11 番、柳田ですけれども、面積が全然イメージが湧かないんですけれども、これは農家住宅ですか、それとも、どんな住宅でしょうか。

○1 番(野口悦夫君) この さん宅で 2 世帯住宅で、車が 5 台ぐらいあって、それ以上で自宅前の角なんです、すぐ角なので、目と鼻の先なので、一応そこで売買という形で、さんすぐ斜め前のうちなんですけれども、2 世帯で今 5 台あるのでね、また増えるという

ことで駐車場という形で売買に至っているんです。

○11番（柳田 浩君） 聞きたかったのは、宅地の、農家住宅の1,000平米という考えでいいのか、これはそれとも500平米の基本の土地として考えていいのか、敷地拡張が。位置図で見るとちょっと相当大きい土地、さんというお宅が。

○1番（野口悦夫君） 現地見れば分かるんですけども、車が入るとほとんど空いていないです。この地図全然違いますけれども、周りに木が生えていまして、両脇が道路なんですね。車が5台入るとまた増えるということで、置場がないという形で、すぐ前だということで、農家はほとんどやっていないですね。

○2番（江川芳夫君） これ分家じゃないでしょう。

○1番（野口悦夫君） 分家じゃないけれども、分家に近いです。農家といっても一回も。

○11番（柳田 浩君） 今の宅地は500平米ぐらいしかないんですかね、これ。地図だと分からなかったんですけども。

○1番（野口悦夫君） 現地で見ると一番よく分かるんですけどもね。

○事務局（前島勝己君） 自宅のほうは1,000平米という記載があります。

○11番（柳田 浩君） 1,000平米。さらにこれが139。言いたかったのはそこですよ。引っかかったのは。

○1番（野口悦夫君） ただ現地を、自宅を見てもらえれば、一応よく分かるんですけども。

○11番（柳田 浩君） 1,000平米じゃやむなしという申請ですか、現況で。100平米ぐらいじゃ、増えるのは。

○事務局（前島勝己君） 車が置けないという状況です。

○1番（野口悦夫君） そうです、はい。

○11番（柳田 浩君） 住宅敷地の拡張じゃなくて、新規駐車場の確保ということだね。そういう整理でいいんですね。分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご置ませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番及び4番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、一括してご説明いたします。

位置図17ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし、農地改良するもの及び農地改良に伴う進入路であり、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地及び第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、改良後も担い手が小麦を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

3月9日、推進委員の小山さんと現地確認を行いました。

まず、 なんですけれども、こちらは稲刈りが終わってそのままの状態をされておりました。 のほうは何も作られておらず、そのような状態でした。その後、この が さんの農地ですので、自宅にお伺いしたんですけれども留守でしたので、改めて3月12日の日曜日に私1人でお話を聞きに行きました。ここは さんが何年か前からお米を作ってもらっている農地で、今回はちょっと盛土をしたいということで話があって、じゃ、いいですよということで話をしておりました。

もう1枚の なんですけれども、 の さんということで、もともとはここ、 というのは で、 というのは になりますので、ちょうど境になりますので、もともとは の方の農地だったと思うんですけれども、何か跡取りがいないため、親戚なのかいとこなのか、遠くの方の名義に変わってしまっ、今回この周りほとんど盛土をされているんですけれども、手続の関係で今回はちょっと遅くなったんですけど、これをする事になったんじゃないのかなという話でした。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図の5－6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地7区画を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 同じく7番、佐久間です。

3月9日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は、この というところにちょっと線がありますけれども、ここに40年ぐらい前からハウスを建てて、譲渡人の さんの、施設園芸をやっていたんですけども、何年か前ですね、五、六年前だったか、 と さんのほうが後継者ということで、それでやるということで、ここにも、すぐ右隣りにもハウスがあったんですけども、今はもうありませんけれども、今回処分したいということで。

今までは、地元で、 さんという方が先ほどありましたけれども、結構お米作っておりますので、このハウスを利用して、稲の育苗ということで使用していたんですけども、本人に聞いてみたところ、きれいに解体して移転するといえますか、また利用したいというこ

とで、現地見に行ったときにはもう既にほぼきれいになっておりまして、一番西の一連棟だけ、間口6メートルのハウスが残っておりまして、その後、 さんが言うには、取りあえずまたそれもばらしてどこかへ置いておいて、何か機会があつたら利用したいかなというようなことで話を聞きました。

すぐ左隣りは、もうこの土地利用計画図も太陽光になっておりまして、この周りもほぼもう住宅になっておりますので、何か野菜とかそういうのを作るにはちょっと不向きになってしまったため、手放すことにしたということでございました。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図19ページ及び土地利用計画図の5－7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己の営む の 用駐車場を敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の 用駐車場の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

3月15日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた譲渡人の さんに話を聞いてきました。

ここの申請地の左上は、これ 、本店というか、本部が のほうにある

んだと思うんですけども、。そして、申請地の右、以前に申請がありましたけれども、上が 用水で下が の ですけども、広大な土地で開発行為の申請が出された土地でありますけれども、この申請地は、ですから言ってみれば孤立といいですか、そういう土地なので、そこを のほうで駐車場として使うというようなことで話があったそうなんですけれども、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7 番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 20 ページ及び土地利用計画図の 5－8 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、 の を敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、既存の の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15 番（新井明弘君） 15 番、新井です。

3 月 15 日に、推進委員の小川さんと 2 人で現地を確認し、そしてまた譲渡人の さんに話を聞いてきました。

ここも、先ほどと同じように、申請地の左側が でありまして、その申請地の上も、これは以前農地転用されたところでありまして、やはりここも、その下もありますので、これは の敷地ですけども、やはりここも孤立したような状態で低い土地なんですけれども、そういう関係で、 の敷地、 に活用するというような申請でありますけれども

も、売買ということで　　さんも納得されてこの申請があったというようなことでありますので、許可相当と判断しましたが、ご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図の5－9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅6棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君）　15番、新井です。

やはり3月15日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また譲渡人の　　さん、　　さんから話を聞き、また　　さんからも話を聞きました。

現地のほうは、きれいになっていますけれども、申請地の上はもう太陽光ができていうような状況です。そして、　　さん、　　さんはもうそんなに耕作しないというようなことで承諾したそうですけれども、　　が仲介で　　、建売住宅という申請でありますけれども、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図22ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(松村文夫君) 8番、松村です。

3月14日、推進委員の峰岸さんと現地を確認、代理人の さんから説明を受けました。

現地は、耕うんされ、きれいに管理されておりましたが、今後の管理などを考え、太陽光発電施設の話があり、売買を考えたとのことであります。

周辺の状況などからやむを得ないものと思い、適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたしました。

次に、11番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

3月16日に、推進委員の古谷野さんと2人で現地を確認し、そしてまた譲渡人のさんに話を聞きました。

現地は、現在きれいに管理され、きれいになっていましたけれども、ここの土地というか、この辺は何も耕作していないような状況でありまして、さんも耕作していないということで、そんなときに太陽光の話が出まして、手放すかということで申請に至ったというようなことでありますので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自家用駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、自宅の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

志多見地区の案件ですが、早川委員に代わりまして報告いたします。

3月17日、松本榮次郎委員と2人で、現地で譲渡人の と読むんですけども、様から話を伺ってまいりました。

譲渡人の さんは、譲受人の の で、自家用駐車場として議案書の申請の事由、転用の目的のとおり相違はありませんでした。

現地調査の状況は、既存住宅の南側は大規模なソーラーパネルが数年前に設置されています。北側と西側は、以前は、約20年30年前等は水稻栽培がされていまして、約30センチぐらいの現場打ちコンクリート水路で、陸田として水稻栽培をしておりましたが、その後、コンクリートの水路はもう機能を失いまして、小麦栽培になりました。その後、豊富な砂を売却するために、その周辺を売却後整地しまして、現在はきれいに保全管理の状況で、雑草もなく管理されていまして。ここはソーラーパネルを周辺に、設置計画があるとのことでした。

このようなことから、本申請内容は周辺農地の営農条件に支障を生じないことと農地法第5条の許可条件に満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

志多見地区の案件ですが、これも早川委員に代わりましてご報告いたします。

まず、3月17日ですね、松本榮次郎委員と2人で譲渡人の 宅を訪問し、現地調査をしてまいりました。譲渡人と譲受人は 関係で、自己用住宅として議案書の申請の事由、転用の目的は記載どおりでした。現地調査の結果としては、申請地は実家の譲渡人の 宅のすぐ下側の農地で、東側が道路を隔てて という有名な水路があるんですけども、その の取入口となっていました。なお、申請地の細長い部分でございますけれども、これは農業集落排水へ接続するための放流管の埋設部分となっています。

これらのことから、この申請は農地法第5条の許可条件を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番及び15番の種足地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、一括してご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図の5-14、5-15をご覧ください。

両案件は、譲受人がそれぞれ売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、去る3月14日に、推進委員の橋本さんと共に現地調査及び聞き取りを行いました。

現地は、位置図で分かるように、北側と西側が住宅が建っておりまして、東側が農道、また南側は地域の生活道路になっております。1枚の畑になっておりまして、適切に管理されておりました。またその後、譲渡人の さん宅を2人で訪問し、本人がおりましたので、聞き取りを行いました。その内容なんですけれども、2点ばかりありまして、1点はふだんから特に管理しづらい土地であったということ。あともう一点は、この話があったので、譲り渡すことにしたという内容でした。

以上の点から、何ら問題ないと判断しておりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、14番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図27ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

3月14日の日に、推進委員の金子さんと現地確認を実施いたしました。

当日は、
が都合がありまして来られませんが、
さんの
さんがいらっしゃいましたので、いろいろお話を聞きました。申請地はきれいに整地されておりました、もともとこれは
さんのうちで陸田として耕作していたところだということです。位置図の
の上のところですね、角ですね、もう既に家が建っております、都合これ全体で4棟の家ができるというお話でした。

さん宅は、今
いるんだけど、もう別にいまして、あそこはやらないので、もうやむなく手放すということで、今回の申請になったということでございます。よろしく
お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、隣接地を令和4年11月7日付 建築工事の仮設事務所及び従業員駐車場として一時転用許可を受けましたが、工事の進捗に伴い従業員駐車場を拡張する必要が生じたため、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、一時的に整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の従業員駐車場の隣接地であり、事業終了後は農地に復元することから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

同じく3月14日に、推進委員の金子さんと現地確認を行いました。

申請地の の一部と の一部は、現況は木が植えてありまして、柿の木か何か、木が植えてある状態でした。その隣の点線のところは、もう既に仮設事務所というんですかね、建っておりまして、車が目いっぱい止まっております。

近くの位置図の下ですね、三角のところで、これが の建築中でありまして、今盛んに基礎工事をやっております。譲渡人の さんに言ってもおばあちゃんなのでよく分からないので、 の さんに電話しまして確認したところ、現在は基礎工事なんですけれども、今後上物に入りますので、そうすると職人さんがもっと増えるので、今の現状の転用したところでは足りないもので、改めてまた申請になったということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
引き続き進めますので、よろしくお願いします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理事業分)でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございまして、新規分合計14筆、面積1万503平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくは配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」ということに、私、小倉和夫が該当しますので、議事の間退席をいたします。

議事進行については、柳田職務代理にお願いいたします。

(小倉和夫会長 退室)

○職務代理（柳田 浩君） それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に係る農用地利用配分計画の決定について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第 6 号をご参照ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に係る「農用地利用配分計画（案）」につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

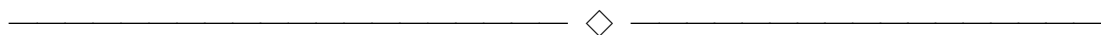
(挙手全員)

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、退席している小倉会長の入室をお願いします。

(小倉和夫会長 入室)

○職務代理（柳田 浩君） それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」に、柳田浩委員、松本昇委員、関口豊充委員、増田広美推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(柳田浩委員、松本昇委員、関口豊充委員、増田広美推進委員 退室)

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第7号をご参照ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）ですが、今回ご審議いただきますのは、令和5年2月1日から15日までに申出された利用権設定案件でございまして、3ページにございまして、新規分590筆、面積58万8,157平方メートル、更新分307筆、面積30万7,499平方メートル、合計897筆、面積89万5,656平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、令和5年5月1日から法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

議案第7号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いいたします。

（柳田浩委員、松本昇委員、関口豊充委員、増田広美推進委員 入室）

◇

◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の9ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について15件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、14ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、15ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について9件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、16ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について20件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） 大変お疲れさまでございました。

それでは、最後になりますけれども、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日は大変お忙しい中、委員の皆様方には長時間にわたりまして
慎重審議をいただき、ありがとうございました。

3年間の私たち委員の活動が終わるわけでございますけれども、皆様方には大変お世話になりました。

以上をもちまして、令和5年第3回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時42分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年3月20日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 中 島 利 雄

署名委員 松 本 昇